

タイフェスティバル・フィンランドフェア企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

タイフェスティバル・フィンランドフェア企画運営等業務

2 目的

佐賀県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとしてタイおよびフィンランドと交流している。両国は佐賀県にとって特に重点を置いている連携相手国であり、この関係性を深めるため、「タイフェスティバル」及び「フィンランドフェア」を開催することとする。イベントを通じて、佐賀県と両国の連携や関係する様々なコンテンツあるいは要素の対比・組み合わせ・融合等のコラボレーションを県民に知ってもらう機会をつくり、今後の交流や更なる取組の創出につなげていくことを本事業の目的としている。

3 契約期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日（木曜日）までとする。

4 事業概要

（1）タイフェスティバル in SAGA 2023

期 間 令和 5 年（2023 年）10 月 21 日（土曜日）～22 日（日曜日）

セレモニー：

日時 令和 5 年（2023 年）10 月 21 日（土曜日）日没時間帯

出席 知事、タイ政府関係者 等

会 場 佐賀県立図書館（佐賀市城内 2-1-41）南広場（こころざしのもり）
及び佐賀城公園南濠

内 容 「食」、「伝統文化」、「祭り」、「スポーツ」、「アート」等のコンテンツや要素を中心として、上記の目的を達成するイベントを実施する。

《提案を必須とするコンテンツ案》

・「佐賀×タイ」フード・グルメ企画

① タイ料理専門店の出店を確保すること。

② 佐賀県産食品を使用したオリジナルタイ料理の開発・出店

※②に関しては専門店に限らず、佐賀県内の飲食事業者も最低 1 店舗は含めるものとする。

※メディア等を招いた事前試食会は必ず提案に加えること。

・「どんこ舟」乗船体験企画（佐賀城公園 南濠エリア）

※タイの“クンパワピー”“ロイクラトン”をキーワードに企画

すること。

・セレモニー企画

※タイの“コムローイ”をキーワードに企画すること。

※上記企画よりもメディアの注目度を集められる企画があれば、それ以外の提案でも構わない。

・タイ食料品を販売するスーパーマーケットの出店

なお、同時開催予定の各イベント（一部を除く）は共同運営につき、共用費用（入退場管理、入場ゲージ、事前チラシ、当日パンフレット、駐車場、駐車場警備、交通規制に関するCM等）として契約金額の中に1,500千円（税込）を見込むこと。

また、上記パンフレット掲載用のデータ制作は受託者側で行う。併せて、タイ語への翻訳が発生する可能性があるため、本費用を見積内に記載しておくこと（昨年参考：A5サイズ×4ページ程度）。

（2） フィンランドフェア in SAGA・ARITA 2023XMAS

期 間 令和5年（2023年）12月2日（土曜日）～3日（日曜日）もしくは
令和5年（2023年）12月9日（土曜日）～10日（日曜日）

※日程は関係者スケジュールが調整でき次第、県から指定する。

セレモニー：

日時 イベント初日 日没時間帯

出席 知事、フィンランド政府関係者 等

会 場 アリタセラ（西松浦郡有田町赤坂丙 2351-170）および
竜門キャンプ場（西松浦郡有田町広瀬山）

内 容 ①メイン会場として想定をしているアリタセラには当該イベント開催期間において、別事業者によるクリスマスイルミネーションや装飾が施される予定である。そうした場を活用しながらフィンランドの要素やコンテンツを取り入れたマルシェやワークショップなどのコンテンツを提供すること。
②サブ会場となる竜門キャンプ場は水や緑など豊かな自然環境に恵まれている。そのエリア一帯を活かしながら、フィンランドのライフスタイルや県の推進するオープンエア施策に沿った企画やコンテンツを提供すること。
③有田駅および両会場を結ぶ交通施策についても提案を行うこと。
・公共交通利用を促進するような施策の充実を図ること。
・自家用車での来場も想定し、駐車場を確保し提案すること。

《提案を必須とするコンテンツ案》

- ・セレモニー(初日の日没時間帯を想定)におけるオーロライベントの企画【メイン会場】
 - ※上記企画よりもメディアの注目度を集められる企画があれば、オーロライベント以外の提案でも構わないものとする。
- ・サウナコンテンツ(例:テントサウナ、サウナバスなど)
 - 【サブ会場を中心としメイン会場にも設置すること】
- ・アウトドア体験コンテンツ【サブ会場】
- ・フィンランドを中心とした北欧雑貨の販売および北欧デザインの展示企画【メイン会場】
- ・“フィンランド×佐賀”フード・グルメ企画【両会場】
 - ※原則として佐賀県内飲食事業者を主とすること。
 - ※地元メディア等を招いた事前試食会は必ず提案に加えること。

5 業務委託の内容

(1) イベントの企画・運営に関する業務

必要に応じて以下の業務を実施すること(イベント開催にあたり不要と判断される業務は、県と調整の上適宜割愛してよい)。

- ① イベントの企画・内容
- ② スケジュール・タスク進捗管理
- ③ イベントの運営
出演者対応、航空券・県内(会場までの)移動手段・宿泊先・食事等の手配、通訳・翻訳の手配及び管理、出展者調整・対応、司会・スタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、会場内監視・警備、安全対策、進行シナリオ、スタッフ用運営マニュアルの作成、ゲスト及びスタッフ関係者証の作成及び配布、ワークショップを実施する場合は出演者や物販に係る各種調整、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等
- ④ 会場レイアウト・設営
看板の制作・設置・撤去、会場設営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作(オペレーター含む)、撤去、原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内外の賑わいづくり 等
- ⑤ 物販(実施する場合)
売上(委託販売の場合は委託販売手数料)は全て受託者で収入し、本業務委託契約とは別会計とすること。
- ⑥ その他イベントの実施に必要な業務

また、イベントの開催に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を含むユニバーサルデザイン、多言語対応、多様性、エシカル消費などのサステナブルな社会を目指す取組に配慮すること。

※参考：さがすたいる HP「イベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/content/event/>

(2) 広報に関する業務

- ① SNS を活用した PR を行うこと。また、イベント当日は参加者による二次拡散を狙える SNS キャンペーンを行うこと。
- ② 印刷物の制作に関する業務を行うこと。
 - ・タイフェスティバル…共同パンフレット内 4 ページ(A5 サイズ)のデータ制作
 - ・フィンランドフェア…チラシ、ポスターの制作、印刷、掲示、発送等
- ③ TV、新聞、ラジオ、ホームページ等、各種情報発信媒体を活用した告知等の効果的な情報発信を行うこと。
なお、更新可能な媒体を活用する場合は、随時最新の情報に更新すること。

(3) その他企画・運營業務

- ① 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・業務実施体制図等を作成すること。また、各イベントはそれぞれに運営チームを編成し、県の承認を得て業務を実施すること。業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。
※タイフェスティバル準備期間中もフィンランドフェアの準備を並行して進行すること。
※同日開催を予定する近隣イベントの運営受託者等と連携しながら業務を進行すること。
- ② イベント開催時の写真及びムービーを撮影・編集すること。
動画詳細：
数量 2分程度×2種
(タイフェスティバル1種、フィンランドフェア1種)
提出 編集済データ及び編集前データ (mp4形式)
- ③ 参加者数のカウント及び参加者によるアンケートを実施・集計し、本業務の効果分析・検証、報告を行う。
- ④ その他、実施に係る業務全般を行うこと。

6 委託料の支払い

前金払、完了払

7 成果品

次に掲げるもの（紙媒体およびデータにて）を提出すること。

- (1) 本業務の実績報告を記載した業務完了報告書
- (2) 本業務で制作した各種コンテンツ、情報発信等に係る媒体等のデータ（AIデータ(アウトラインあり・なし)も含む)
- (3) 本イベントで購入・使用した物品および制作物

※上記物品類は原則としてイベント終了後に県側に納品をするものとする。

8 留意事項

- 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者および従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- 関係市町や関係団体等と適宜連携及び情報共有しながら進めること。
- 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント開催の2週間前までに県（国際課）に提出すること。真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）および購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本事業の一部については、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払わなければならない。個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。